

議案第88号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

次のとおり地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月9日

三朝町長 吉 田 秀 光

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第203条の2第4項</u> の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第203条第5項</u> の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

（財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年三朝町条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、財産区管理委員（以下「委員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条第5項</u>の規定に基づき、財産区管理委員（以下「委員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。